

議案第72号

北海道市町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合格約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1（第2条関係）石狩振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「、道央地区環境衛生組合」を削り、同表渡島総合振興局（17）の項中「（17）」を「（16）」に改め、「、南渡島青少年指導センター組合」を削り、同表十勝総合振興局（28）の項中「（28）」を「（25）」に改め、「、東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中「白老町」の次に「、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町」を加え、「、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合」を削り、同表9の項の共同処理する団体欄中「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「東十勝消防事務組合」及び「、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合」を削り、「十勝中部広域水道企業団」の次に「、とちかち広域消防事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総

務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とちほ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）、別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とちほ広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。